

議事① 第3回審議会の振返り

- ・第3回審議会の内容、審議結果「基本使用料と従量制使用料の改定」である事を確認。
- ・補足の説明として、下水道使用料の基本使用料について、近隣他市町との違いを説明しました。
基本使用料の金額だけを見ると愛荘町の基本使用料は他市町より安価ですが、近隣他市町は使用水量 $0\text{ m}^3\sim 10\text{ m}^3$ までは基本使用料の金額設定となっており、愛荘町は使用水量 0 m^3 が基本使用料の金額設定となっています。
愛荘町の使用水量 10 m^3 にあたる下水道使用料が近隣他市町の基本使用料の金額に相当し、その金額を比較すると同程度となります。
- ・愛荘町の基本使用料を使用水量 0 m^3 と設定したのは、平成21年度の使用料改定時に使用水量が 10 m^3 以下の世帯について負担の公平性を保つ事を目的として設定されたものです。

議事② 下水道使用料改定案について

- 1、提示された改定案について、基本使用料 1,000 円と 700 円の比較をした場合、第3回審議会の振返りで説明された使用水量 0 m^3 の基本使用料を 1,000 円にすれば、1,000 円の上に従量制使用料が加算されるため近隣他市町より使用料は高くなるのではないかと？

→そのとおりです。

- 2、従量制使用料について段階別での使用者の割合は？そのうち1人暮らし世帯、一般家庭を想定した使用水量 30 m^3 までの使用者の割合はどの程度か？また、使用水量 0 m^3 で基本使用料だけを支払っている使用者の割合はどの程度か？

→段階別使用料の散らばりについては第3回審議会資料の11ページに掲載されています。

$0\sim 10\text{ m}^3$ が 29%、 $11\text{ m}^3\sim 30\text{ m}^3$ が 32%、 $30\text{ m}^3\sim 50\text{ m}^3$ が 7%、 $50\text{ m}^3\sim 100\text{ m}^3$ が 4%、 $100\text{ m}^3\sim 750\text{ m}^3$ が 7%、 $750\text{ m}^3\sim$ が 21%となっています。

使用水量 30 m^3 以下の使用者は愛荘町全体の 61%を占めています。

また、令和8年5月の使用料請求のうち基本使用料だけを支払っている使用者の割合は 5%です。

- 3、負担の増加だけみると改定案③と思うが、下水道の大口使用者である企業への配慮は？

→改定案③は少量使用者、大口使用者ともに負担の増加率はほぼ同じ率であるため負担の公平性は確保されています。近隣他市町でも大口使用者の下水道使用料を優遇する措置はされていません。

4、資料8ページの改定案①～③はいずれの案も審議会の当初に説明された経費回収率100%を達成するのか？

また、経費回収率100%をいつまで維持できる内容か？

→改定案①～③はいずれも経費回収率100%を超える内容となっています。令和6年度に改定を実施した「愛荘町下水道事業経営戦略（計画期間：令和7年度～令和16年度）」において、下水道事業の経営分析を行い、令和9年度に4億3,000万円程度の使用料収入を確保することを目的としています。試算のなかで人件費や物価上昇等は予測していますが、現在の中東情勢等予測できない部分もあるので将来予測は困難ですが、経営戦略の計画期間内である令和16年度まで経費回収率100%を維持できる内容となっています。

5、基本使用料の設定について、今までどおりの使用水量0㎡を基本使用料とするのか？また、近隣他市町のように使用水量0㎡～10㎡までの幅を持たせた基本使用料とするのか？

→平成21年の審議会で基本使用料の設定について使用水量0㎡を基本使用料とするか、使用水量0㎡から10㎡まで幅を持たせた基本使用料とするか審議され、使用水量10㎡以下の使用者への負担の公平性を配慮し、使用水量0㎡を基本使用料とする内容の答申がされました。平成21年の答申内容を尊重し、今回の基本使用料の設定に引継ぎたいと思います。

6、前回の下水道使用料改定から約20年が経っている。前回の下水道使用料改定時に井戸水（上水道以外の水を使用水としている）を使用している世帯の使用水量換算が1ヵ月・世帯員1人あたり8㎡と設定されている。現在の生活形態から実際の使用水量と乖離はないか？

→合併時の使用料改定時に上水道以外を使用水とする世帯について、使用水量を1ヵ月・世帯員1名あたり7㎡とするか8㎡とするか議論がなされ、使用水量1ヵ月・世帯員1名8㎡とすることが決定されました。前回の下水道使用料改定時から使用水量の変動は少なく、使用水量1ヵ月・世帯員1名8㎡の設定と、実際に使用している水量と乖離していないことから、使用水量1ヵ月・世帯員1名8㎡で問題ないと考えます。

次回審議会において、東北部処理区管内市町における井戸水世帯の1人あたりの換算水量を提示します。

また、東京都の生活調査での使用水量は1ヵ月・世帯員1人あたり8.1㎡が標準となっています。

審 議

使用料の改定案①～③について説明があった。当審議会としてどの案を採択し答申とするか。

→改定案③が少量使用者、大口使用者に均等な負担割合を求めるため改定案③を答申内容とする。